



長野県報

4月26日(月)
平成16年
(2004年)
第1553号

目次

告示

| | |
|--|---|
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課） | 1 |
| 心身障害者生活寮設置運営事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第533号）の一部改正（障害福祉課障害者自律支援室） | 2 |
| 平成16年度地籍調査事業計画（農村整備課） | 2 |
| 解除予定保安林（2件）（森林保全課） | 3 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課） | 3 |
| 広域連合規約の変更許可（3件）（市町村課） | 4 |
| 道路交通法に基づく運転免許取得者教育の認定の取消し（東北信運転免許センター） | 4 |

公告

| | |
|---|---|
| 一般競争入札（管財課） | 5 |
| 毒物劇物取扱者試験（薬務課） | 6 |
| 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） | 7 |
| 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） | 7 |
| 県営土地改良事業の工事の完了（3件）（土地改良課） | 7 |
| 土地改良事業施行協議の審査結果（土地改良課） | 7 |
| 土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（2件）（農村整備課） | 8 |

告示

長野県告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問入浴介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|----------|---------------|------------|
| 有限会社あしすと | 大町市大町5707番地67 | 平成16年4月16日 |

(2) 訪問看護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|--------------------|------------------|------------|
| 訪問看護ステーションいやしの里あづみ | 北安曇郡池田町池田3207番地1 | 平成16年4月16日 |

(3) 通所介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------|--------------|------------|
| 飯水医師会宅老所あいあい | 飯山市飯山2363番地1 | 平成16年4月16日 |
| ぼれぼれ野の花デイサービスセンター | 大町市大町1698番地7 | 〃 " |
| ディハウスハピネス | 塩尻市片丘10379番地 | 〃 " |

(4) 短期入所生活介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------|---------------|------------|
| 短期入所生活介護施設ローズガーデン | 松本市中山6788番地38 | 平成16年4月16日 |

(5) 痴呆対応型共同生活介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|---|------------------------------------|-------------------|
| 社会福祉法人大樹会グループホームラポートあおき グループホームサンライズ里山辺 | 小県郡青木村田沢3404番地4 松本市里山辺風上り494番地3 | 平成16年4月16日 " " |
| 2 指定居宅介護支援事業者 | | |
| 事業所の名称 所在地 指定した年月日 | | |
| 居宅介護支援事業所こまくさ野村 | 塩尻市広丘野村921番地 | 平成16年4月16日 |
| 株式会社ケアネット長野サービスセンター中御所 ぽれぼれ野の花在宅サービスセンター | 長野市中御所4丁目13番31号 大町市大町1698番地7 | " " |
| 上田市社会福祉協議会神川介護相談センター | 上田市国分533番地20 | " " |

高齢福祉課

長野県告示第306号

心身障害者生活寮設置運営事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第533号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年4月26日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表中「203,840円」を「201,600円」に、「40,768円」を「40,320円」に改める。

第8中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

障害福祉課障害者自律支援室

長野県告示第307号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成16年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成16年4月26日

長野県知事 田 中 康 夫

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|----------------------------|--------------|
| 上田市 | 上田市大字越戸、大字仁古田の各一部 | 平成17年3月31日まで |
| 伊那市 | 伊那市西春近、大字東春近、大字伊那、大字富県の各一部 | " |
| 佐久市 | 佐久市大字常和、大字内山の各一部 | " |
| 千曲市 | 千曲市大字小船山の一部 | " |
| 南佐久郡臼田町 | 南佐久郡臼田町大字下越の一部 | " |
| 南佐久郡佐久町 | 南佐久郡佐久町大字上の一部 | " |
| 南佐久郡小海町 | 南佐久郡小海町大字稻子の一部 | " |
| 南佐久郡川上村 | 南佐久郡川上村大字居倉の一部 | " |
| 北佐久郡軽井沢町 | 北佐久郡軽井沢町軽井沢、大字軽井沢、大字峠町の各一部 | " |
| 北佐久郡御代田町 | 北佐久郡御代田町大字塩野の一部 | " |
| 小県郡丸子町 | 小県郡丸子町大字生田の一部 | " |
| 小県郡真田町 | 小県郡真田町大字長の一部 | " |
| 小県郡武石村 | 小県郡武石村大字上本入の一部 | " |
| 小県郡和田村 | 小県郡和田村の一部 | " |
| 小県郡青木村 | 小県郡青木村大字村松の一部 | " |
| 上伊那郡辰野町 | 上伊那郡辰野町大字上島、大字横川の各一部 | " |
| 上伊那郡飯島町 | 上伊那郡飯島町飯島、田切の各一部 | " |
| 上伊那郡中川村 | 上伊那郡中川村葛島の一部 | " |
| 下伊那郡阿南町 | 下伊那郡阿南町新野、和合の各一部 | " |
| 下伊那郡根羽村 | 下伊那郡根羽村の一部 | " |
| 下伊那郡壳木村 | 下伊那郡壳木村の一部 | " |
| 下伊那郡天龍村 | 下伊那郡天龍村平岡、神原の各一部 | " |

| | | |
|----------|---------------------------------|---|
| 下伊那郡大鹿村 | 下伊那郡大鹿村大字大河原の一部 | " |
| 下伊那郡上村 | 下伊那郡上村の一部 | " |
| 下伊那郡南信濃村 | 下伊那郡南信濃村和田、八重河内の各一部 | " |
| 木曽郡木曾福島町 | 木曽郡木曾福島町福島の一部 | " |
| 木曽郡上松町 | 木曽郡上松町大字荻原の一部 | " |
| 木曽郡南木曽町 | 木曽郡南木曽町田立の一部 | " |
| 木曽郡木祖村 | 木曽郡木祖村大字小木曽、大字藪原の各一部 | " |
| 木曽郡日義村 | 木曽郡日義村の一部 | " |
| 木曽郡開田村 | 木曽郡開田村大字西野の一部 | " |
| 木曽郡大桑村 | 木曽郡大桑村大字殿の一部 | " |
| 木曽郡山口村 | 木曽郡山口村大字山口の一部 | " |
| 東筑摩郡四賀村 | 東筑摩郡四賀村大字中川、大字会田の各一部 | " |
| 東筑摩郡坂北村 | 東筑摩郡坂北村の一部 | " |
| 北安曇郡美麻村 | 北安曇郡美麻村の一部 | " |
| 北安曇郡白馬村 | 北安曇郡白馬村大字北城の一部 | " |
| 更級郡大岡村 | 更級郡大岡村甲の一部 | " |
| 埴科郡坂城町 | 埴科郡坂城町大字網掛の一部 | " |
| 下高井郡山ノ内町 | 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬の一部 | " |
| 上水内郡信州新町 | 上水内郡信州新町大字下市場の全域、大字竹房、大字牧野島の各一部 | " |
| 上水内郡信濃町 | 上水内郡信濃町大字穂波、大字古間、大字富濃の各一部 | " |
| 上水内郡三水村 | 上水内郡三水村大字倉井の一部 | " |
| 上水内郡戸隠村 | 上水内郡戸隠村大字豊岡の一部 | " |
| 上水内郡鬼無里村 | 上水内郡鬼無里村大字鬼無里の一部 | " |
| 上水内郡中条村 | 上水内郡中条村大字御山里、大字住良木の各一部 | " |
| 下水内郡栄村 | 下水内郡栄村大字堺の一部 | " |

農村整備課

長野県告示第308号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年4月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

木曽郡櫛川村大字奈良井字鍋掛乙3047の82から乙3047の85まで（以上4筆国有林。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課

1 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の549、3681の550

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課

長野県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年4月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

木曽福島町

2 都市計画事業の種類及び名称

木曽福島都市計画下水道事業 木曽福島町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月11日から

平成22年3月31日まで

長野県告示第309号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年4月26日

長野県知事 田 中 康 夫

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成5年長野県告示第27号、平成11年長野県告示第25号、平成13年長野県告示第90号の事業地のうち、木曽福島町本町、八沢、富田町、中島、上塩渕及び中組地内において事業地を変更する。

下水道課

長野県上小地方事務所告示第2号

上田地域広域連合長から申請のあった上田地域広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成16年4月1日付けで許可しました。

平成16年4月26日

長野県上小地方事務所長 井 本 久 夫

市町村課

長野県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育の認定を取り消しました。

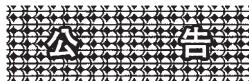
平成16年4月26日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

| 認定を取り消した者 | | | 教育に使用した施設 | | 教育課程の区分及び名称 | 取り消した年月日 |
|-------------------|--------------|-------|-----------|--------------|--|------------|
| 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 有限会社ツカマ 自動車教習所 | 松本市筑摩4丁目6番1号 | 上條英雄 | ツカマ自動車教習所 | 松本市筑摩4丁目6番1号 | (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程 ア 四輪車安全教育 イ 身体障害者安全教育 (2) 規則第1条第2号に掲げる課程 ア 二輪車安全教育 イ 原付安全教育 (3) 規則第1条第3号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 (4) 規則第1条第4号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 運転適性に基づく安全教育 (5) 規則第1条第5号に掲げる課程 ア 悪路体験教育 イ 危険体験教育 (6) 規則第1条第6号に掲げる課程 ア 自動車安全教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 | 平成16年3月31日 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | (7) 規則第1条第7号に掲げる課程 ア 習熟安全教育 イ 高速道体験教育 | |
|--|--|--|--|---|--|

東北信運転免許センター


公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年6月11日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成16年5月11日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

（別表）

| 調達物品名 | 台数 | 開札日 | 開札時間 | 等級区分 |
|---|----|------------|---------|------|
| 普通乗用自動車 (2,000ccクラス以上、4WD、AT、7人又は8人乗り) | 2台 | 平成16年5月12日 | 午後1時30分 | B以上 |
| 普通乗用自動車 (1,500ccワゴン、4WD、AT) | 1台 | 平成16年5月12日 | 午後1時40分 | C以上 |
| 普通乗用自動車 (1,500ccワゴン、2WD、AT) | 1台 | 平成16年5月12日 | 午後1時50分 | C以上 |
| 普通乗用自動車 (2,000cc ジープ型、4WD、MT) | 1台 | 平成16年5月12日 | 午後2時00分 | C以上 |
| 普通乗貨兼用自動車 (1,500ccワゴン、4WD、AT) | 1台 | 平成16年5月12日 | 午後2時10分 | C以上 |